

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(扶養手当についての適用除外) 第32条の2 第10条及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	(扶養手当及び住居手当についての適用除外) 第32条の2 第10条、第11条及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。  
付則第9項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。